

きらり山口っ子を育てるプログラム応援事業 募集要項

1 目的

子どもの健全な成長を願い、学校・家庭・地域等の教育力を発揮して、自立、共生及び創造の精神等を育むための諸活動に取り組む団体・グループに活動費の一部を助成することにより、青少年の健全育成と豊かな教育風土の創造に寄与します。

2 助成の対象

青少年の健全育成に取り組む団体・グループ（教育関係機関を含む）

3 活動の内容

別表に掲げる幼児及び青少年の育成に係る計画的、実践的な活動で、できるだけ年間を通して継続的に行い、青少年と共に活動するものとします。

4 助成の条件

次の事業は助成の対象としません。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 宗教的、政治的又は商業的宣伝の意図のある事業
- (3) 国、県(外郭団体を含む)から助成等を受けている事業
- (4) 同一団体への助成が3回を超える場合
(平成16年度までの「すこやか育成活動支援事業」、平成22年度までの「青少年健全育成活動支援事業」を含む)
- (5) 国や上部団体の支部としての組織的な事業
- (6) 他の機関や市町、公民館活動の一環となる事業

5 助成額

対象経費の2分の1以内とし、下限を10万円（理事長が特に認める場合はこの限りでない）上限を30万円とします。

6 対象経費

- ① 旅費交通費（外部指導者の交通費、宿泊費等）
- ② 通信運搬費（道具運搬費、切手代等）
- ③ 消耗品費（資料購入費、文具購入費等）
- ④ 印刷製本費（チラシ・ポスター・プログラム印刷費等）
- ⑤ 賃借料（資材・器具借料、会場使用料等）
- ⑥ 諸謝金（外部指導者謝金等）
- ⑦ 保険料（傷害保険料等）

その他財団が必要と認める経費を対象とします。

なお、団体等の恒常的な人件費、運営費、備品購入費、接待費、飲食費、会員の旅費は、対象となりません。

7 申請手続

別添様式により平成29年5月16日(火)までに当財団へ申請してください。

8 交付決定

審査委員会で審査の後、交付を決定し、平成29年6月末までに通知します。
また交付決定団体については、財団ホームページに掲載します。

9 助成金の交付

事業完了後に提出された実績報告書の内容を審査し、相当と認めた場合に、助成金の額を確定し、交付します。

なお、必要と認めるときは概算払いができます。

10 その他

事業のポスター、チラシ、プログラム等を作成する場合には、「公益財団法人山口県ひとつづくり財団助成事業」である旨の表示をしてください。

【申請・問い合わせ先】

(公財)山口県ひとつづくり財団 県民学習部 学習振興課
〒754-0893 山口市秋穂二島1062
TEL 083-987-1710 FAX 083-987-1760
e-mail yh-kengaku@hito21.jp

別表

〈 活動の内容 〉

助成の対象となる分野	活動の内容等の例示
1 子育てに関する諸活動 幼児等の調和のとれた心身の発達を図るための実践活動	<ul style="list-style-type: none">・ 親子体験活動（親子キャンプ、手づくりキャンプ等）・ 異年齢交流活動・ 子育て講座・ すこやか親子教室 等
2 うるおいのある家庭や仲間づくりに関する諸活動 幼児及び青少年にとって、うるおいのある家庭や仲間づくりを目指す実践活動	<ul style="list-style-type: none">・ 異世代交流活動・ あそび塾・ 地域ぐるみ交流活動（生活、環境、奉仕等）・ 一人一塾運動（大人が趣味・特技等を通して子供とかかわり健全育成に資する） 等
3 思いやりの心情と実践力ある青少年等を育む諸活動 青少年の心情や畏敬の念の醸成、耐性の養成、社会奉仕の精神や郷土愛の啓発等にかかる実践活動	<ul style="list-style-type: none">・ 青少年リーダー養成講座・ 自然体験活動（教育施設の利用等）・ 社会奉仕活動（ボランティア活動）・ 地域の飼育・栽培活動への参加・ 地域のスポーツ・文化活動への参加・ 通学合宿 等
4 その他	財団が相当と認めるもの